

国自貨第152号  
令和2年3月12日

研修実施団体 各位

国土交通省自動車局貨物課長

車積載車による事故車等の排除業務に係る研修の実施予定日の延期について

平素より、国土交通行政に格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

政府として、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、多数の方が集まるような全国的なイベント等の開催について、延期等の対応を取るという方針が示されたことを踏まえ、車積載車による事故車等の排除業務に係る研修を令和2年3月19日までに実施する予定がある研修実施団体におかれましては、受講予定者に対して、延期後の研修実施日として3月20日以降の任意の日を指定した上で、当該研修の延期に関して受講予定者に対して通知することを検討していただくようお願い致します。

なお、国土交通省においては、一時的かつ緊急的な措置として、既に有償運送許可を取得している自家用自動車に係る令和2年4月30日までの許可の期限については、当該延期によって更新手続きができなかったことにより、許可に付された期限が過ぎた場合にあっては、必要に応じて令和2年5月31日まで、許可に付された期限が延長されたものとして取り扱うこととします。また、その際は期間延長に係る申請手続きは不要とし、延長された期限が付された許可書の発行は行わないものとします。

ただし、令和2年6月1日以降も許可が必要な場合にあっては通常どおり許可の申請を行うこととなります。

なお、当該研修の延期によって申請者の事業計画上多大な支障を来す場合において、申請者から3月中に受講したい旨の意向があった場合については、感染防止の観点から受講人数・会場等を十分に調整した上で、当該申請者に対して3月中に研修を実施することは差し支えありません。

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けて、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先

国土交通省自動車局貨物課 柳瀬・足利

TEL: 03-5253-8575

FAX: 03-5253-1637